


Ver 3.6

## オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書

プロジェクト名	大阪府共同リネンサプライ株式会社大阪支店における低温排熱回収・利用技術を利用した温室効果ガス排出削減事業
プロジェクト 代表事業者名	共同リネンサプライ株式会社大阪支店 取締役支店長 水嶋 聡 印 

提出日 22年11月26日

受理日 22年11月26日

最終版提出日 23年 9月29日

A : 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	共同リネンサプライ株式会社大阪支店(キョウドウリネンサプライカブシカイシャオオサカシテン)		
住所	大阪府吹田市岸部中 2 丁目 17 番 2 号		
代表者氏名	取締役支店長 水嶋 聡	担当者氏名	山岡 賢志
担当者所属	共同リネンサプライ株式会社大阪支店	担当者役職	工場部次長
担当者 E-mail	yamaoka@kyodolinen.com	担当者電話番号	06-6388-3357
プロジェクトでの役割	プロジェクト代表事業者		
プロジェクト事業者(排出削減実施事業者) ※2			
事業者名(フリガナ)	共同リネンサプライ株式会社大阪支店(キョウドウリネンサプライカブシカイシャオオサカシテン)		
住所	大阪府吹田市岸部中 2 丁目 17 番 2 号		
代表者氏名	取締役支店長 水嶋 聡	担当者氏名	山岡 賢志
担当者所属	共同リネンサプライ株式会社大阪支店	担当者役職	工場部次長
担当者 E-mail	yamaoka@kyodolinen.com	担当者電話番号	06-6388-3357
プロジェクトでの役割	プロジェクト実施事業者		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	財団法人大阪府みどり公社(ザイダンハウジンオオサカフミドリコウシャ)		
住所	大阪市中央区南本町 2 丁目 1-8 創建本町ビル 5 階		
代表者氏名	理事長 成相 成悦	担当者氏名	高見 勝重
担当者所属	環境部	担当者役職	参事
担当者 E-mail	takami@osaka-midori.jp	担当者電話番号	06-6266-1271
プロジェクトでの役割	オフセット・クレジット申請の技術支援、クレジットマッチング支援等		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	プロジェクト代表事業者に同じ		
オフセット・クレジット(J-VER)口座番号 ※6			
ダブルカウントの防止の措置※7			
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者等	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: _____ 共同リネンサプライ株式会社大阪支店 _____		

<p>ダブルカウントの 防止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由: _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
----------------------------	--

	<p><b>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> ホームページ ホームページ URL: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 出版物 (環境報告書/定期刊行物)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p><b>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。</p> <p><input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p>
--	--

※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の

- 主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2: プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
  - ※3: プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。
    - ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者等
  - ※4: プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
  - ※5: オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
  - ※6: オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
  - ※7: オフセット・クレジット(J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款、並びに実施規則 1.4 クレジットの二重使用(ダブルカウント)を参照すること。

<b>B : プロジェクト活動の概要①</b>																					
	項目																				
B.1 プロジェクト活動	<p><b>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</b></p> <p><b>【目的】</b> 現在大阪支店では工場の省エネルギー対策ならびに温室効果ガス削減を目的とし、工場内に設置されている機器の見直しや、利用されずに排出されている熱の回収を計画している。</p> <p>今回のプロジェクトでは吹田工場と十三工場でも課題となっている蒸気ドレンの排熱を再生蒸気(フラッシュ蒸気)として回収するプロジェクトをクレジット化することにより工場での省エネ対策の取組をより一層促進させることを目的としている。</p> <p><b>【内容】</b> これまで廃棄していた再生蒸気を回収し、連続洗濯機の洗濯水の加熱に利用することにより、蒸気を発生させている熱源設備(ボイラー)の消費燃料量を削減し、それに伴い温室効果ガス削減を実現する。</p>																				
	<p><b>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</b></p> <p>都市ガスで蒸気ボイラーから発生させた生蒸気は、乾燥機やアイロン装置等で仕事を終え、その蒸気ドレンは常圧に減圧して給水タンクで回収しているが、減圧時に発生する再生蒸気は回収できずに大部分が大気中に廃棄されていた。</p>																				
	<p><b>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段</b></p> <p>0.78MPaG の蒸気ドレンを低圧の自動再生蒸気回収装置で 0.25MPaG 以下に減圧して再生蒸気を発生させ、これを回収して、減圧した生蒸気と混合し、連続洗濯機の加熱に利用。</p> <p>詳細は、添付資料 2 から添付資料 6 の通り。</p>																				
B.2 採用技術	<p><b>プロジェクトで使用する設備・機器等</b> (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機器名</th> <th style="text-align: center;">メーカー名</th> <th style="text-align: center;">耐用年数</th> <th style="text-align: center;">導入時期</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生蒸気回収装置</td> <td>ジョンソンボイラー株式会社東京支店 型式 JBDF-4000</td> <td style="text-align: center;">13 年</td> <td style="text-align: center;">平成 22 年 11 月 27 日</td> <td>吹田工場 ドレン処理能力:4t/h</td> </tr> <tr> <td>再生蒸気回収装置</td> <td>株式会社洗陽システムソリューション型式 FT-Ⅲ</td> <td style="text-align: center;">13 年</td> <td style="text-align: center;">平成 22 年 10 月 31 日</td> <td>十三工場 ドレン処理能力:3.5t/h</td> </tr> <tr> <td>蒸気流量計</td> <td>株式会社 山武 型式 MVC30A</td> <td style="text-align: center;">10 年</td> <td style="text-align: center;">平成 22 年 10 月 31 日</td> <td>吹田工場と十三工場各 1 台 設備能力:0.4t/h</td> </tr> </tbody> </table>	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	再生蒸気回収装置	ジョンソンボイラー株式会社東京支店 型式 JBDF-4000	13 年	平成 22 年 11 月 27 日	吹田工場 ドレン処理能力:4t/h	再生蒸気回収装置	株式会社洗陽システムソリューション型式 FT-Ⅲ	13 年	平成 22 年 10 月 31 日	十三工場 ドレン処理能力:3.5t/h	蒸気流量計	株式会社 山武 型式 MVC30A	10 年	平成 22 年 10 月 31 日	吹田工場と十三工場各 1 台 設備能力:0.4t/h
	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考																
	再生蒸気回収装置	ジョンソンボイラー株式会社東京支店 型式 JBDF-4000	13 年	平成 22 年 11 月 27 日	吹田工場 ドレン処理能力:4t/h																
	再生蒸気回収装置	株式会社洗陽システムソリューション型式 FT-Ⅲ	13 年	平成 22 年 10 月 31 日	十三工場 ドレン処理能力:3.5t/h																
蒸気流量計	株式会社 山武 型式 MVC30A	10 年	平成 22 年 10 月 31 日	吹田工場と十三工場各 1 台 設備能力:0.4t/h																	

B.3 プロジェクト実施場所	実施事業 所名	① 共同リネンサプライ株式会社大阪支店(キョウドウリネンサプライカブシキカイシャオオサカシテン) ② 共同リネンサプライ株式会社大阪支店十三工場(キョウドウリネンサプライカブシキカイシャオオサカシテンジュウソウコウジョウ)
	住所	(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。) ① 大阪府吹田市岸部中2丁目17番2号 ② 大阪市淀川区野中南2丁目9番1号
概要		(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。)   ①プロジェクト実施場所(共同リネンサプライ(株)大阪支店吹田工場)



② プロジェクト実施場所 (共同リネンサプライ(株)大阪支店十三工場)



B : プロジェクト活動の概要②								
B.4プロジェクト期間 ※1	吹田工場	2010年12月1日～2023年11月30日(13年0ヶ月)						
	十三工場	2010年11月1日～2023年10月31日(13年0ヶ月)						
B.5クレジット期間 ※2	吹田工場	2010年12月1日～2013年3月31日						
	十三工場	2010年11月1日～2013年3月31日						
B.6 想定排出削減量 ※3	年度		2008	2009	2010	2011	2012	合計
	全体	t-CO2			49	135	135	319
	吹田工場	t-CO2			26	79	79	184
	十三工場	t-CO2			23	56	56	135
B.7 モニタリング報告の頻度	年 1 回							
B.8補助金	受給の有無 (いずれかに○)		受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称/補助元		平成 21 年度地球温暖化対策推進事業費補助金/環境省					
	補助金額 (申請額含む)		4,304,000円(1/3補助)					
	補助金の使途		本プロジェクトの再生蒸気回収装置2基導入費用に充当					
	補助対象年月日		22年7月30日					
	補助金を受給していることを証明する書類		(証拠書類の名称を記入し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に補助金交付通知書等を加えた上で、証拠書類を添付する。) 補助金交付決定通知書					
備考	①プロジェクトの排出削減量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定する 蒸気流量計のメンテナンス不良 ②各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する (リスクの例については、「記入要領」を必ず参照のこと) 蒸気流量計のメンテナンスと校正の実施							

※1:2008年4月1日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。

※2:クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。

※3:想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。なお、想定削減・吸収量は合計値において小数点以下を切り捨てること。

<b>C: 適用方法論</b>		
C.1 適用方法論	方法論番号	No. E.006 ver.4.0
	方法論名称	排熱回収・利用_
C.2 方法論の適格性基準との整合性	条 件	説 明 ※1
	C.2.1 条件1	再生蒸気の回収プロジェクトは、0.78MPaGの蒸気ドレンを再生蒸気回収装置にて 0.25MPaG以下の蒸気として回収し、連続洗濯機の加熱に利用。
	C.2.2 条件2	廃棄していた蒸気ドレンからの再生蒸気回収プロジェクトであり、回収した再生蒸気を連続式洗濯機の加温に再利用することにより、ボイラーの燃料として使用される都市ガスの使用量が削減される。
	C.2.3 条件3	プロジェクト実施事業所での原油換算エネルギー使用量は ① 共同リネンサプライ(株)大阪支店吹田工場:年間1,488kL ② 共同リネンサプライ(株)大阪支店十三工場:年間1,085kL であり、3,000kLより少ないことから第一種エネルギー管理指定工場ではない。
	C.2.4 条件4	大阪支店吹田工場及び十三工場とも、再生蒸気の回収量は蒸気流量計でのモニタリングが可能。
	C.2.5 条件5	プロジェクト総事業費12,912千円 (内訳)再生蒸気回収装置の設置費用 ① 大阪支店吹田工場 設備導入費:5,957千円 ② 十三工場 設備導入費:6,955千円 補助金等 環境省補助金:4,304千円 年間、135t-CO <sub>2</sub> の省エネ効果 $135\text{t-CO}_2/\text{年} \div 44.8\text{GJ}/\text{千 N m}^3 \div 0.0507\text{t-CO}_2/\text{GJ} \times 1000$ $\div 1000 \text{ 千円} \div 0.9666* \times 45.88 \text{ 円}^{**} = 2,821 \text{ 千円}/\text{年}$ $(12,912 \text{ 千円} - 4,304 \text{ 千円}) / 2,821 \text{ 千円} = 3.1 \text{ 年}$ 投資回収年数は3年を超えており、プロジェクトの採算性はない。 *都市ガスの標準状態への換算係数(大ガス確認済、添付資料5) **平成21年8月から平成22年9月までの平均単価(基本料金を除く)

<p>C.3 適用するガイドライン等</p>	<p>C.3.1 ガイドライン等への準拠</p>	<p>(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)</p> <table border="1" data-bbox="574 347 1316 593"> <thead> <tr> <th data-bbox="574 347 710 392">該当する</th> <th data-bbox="710 347 917 392">準拠の説明</th> <th data-bbox="917 347 1316 392">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="574 392 710 448"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="710 392 917 448">全く準拠しない</td> <td data-bbox="917 392 1316 448"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="574 448 710 548"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td data-bbox="710 448 917 548">一部準拠しない</td> <td data-bbox="917 448 1316 548">回収した再生蒸気量は蒸気流量計で測定。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="574 548 710 593"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="710 548 917 593">全て準拠する</td> <td data-bbox="917 548 1316 593"></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。 * モニタリングガイドライン(削減プロジェクト用)に記載されていない算定方法、モニタリング方法等の提案を行う場合は、当該欄に提案内容を理由とともに明記すること。 【提案方法】 【理由】</p>	該当する	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/>	全く準拠しない		<input checked="" type="checkbox"/>	一部準拠しない	回収した再生蒸気量は蒸気流量計で測定。	<input type="checkbox"/>	全て準拠する	
該当する	準拠の説明	説明												
<input type="checkbox"/>	全く準拠しない													
<input checked="" type="checkbox"/>	一部準拠しない	回収した再生蒸気量は蒸気流量計で測定。												
<input type="checkbox"/>	全て準拠する													
<p>C.4 ベースラインシナリオ(BLS)</p>	<p>C.4.1 BLS の特定</p>	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明) 効率の悪いボイラーで A 重油が大量に消費されていた。また、再生蒸気は回収されずそのまま大気中に廃棄していた。</p> <p>(ベースラインシナリオを特定する際に信頼度及び入手可能性が低いデータを使用した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説明すること) 特になし</p>												
	<p>C.4.2 BLS に関連した温室効果ガス排出源の特定</p>	<p>(リーケージ(プロジェクトの実施により生じるプロジェクトバウンダリー外での温室効果ガス排出量の増加)が想定される場合には以下に説明し、モニタリングプランにおいて定量化すること) 特になし</p>												
<p>C.5 排出量・吸収量の定量化</p>	<p>C.5.1 不確かなデータの使用</p>	<p>(削減量の定量化において不確かなデータを使用している場合には、削減量の過大評価がないことを以下に説明すること) 特になし。</p>												
<p>C.6 備考</p>		<p>(プロジェクトとベースラインシナリオにおける製品又はサービス活動の種類と水準に著しい差異がある場合には以下に説明すること) 特になし</p> <p>(ベースラインの設定に関連する事情の変更等により、将来、プロジェクトを中止しなければならない状況が想定される場合にはその旨以下に説明すること) 特になし</p> <p>(プロジェクト排出量がベースライン排出量より増加するリスクがある場合にはその旨以下に説明すること) ベースライン時の蒸発倍数をモニタリング期間の月どうしで比較し、</p>												

	蒸発倍数が下回る場合には、その分の排出量を削減量から差し引く(計算式はモニタリング計画書)。
--	--

※1: 方法論の条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記する。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

D: その他																																									
D.1 関連する許認可及び関連法令等	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。*届け出等が必要な場合は、届け出済みか、予定かを明記のうえ、予定の場合はいつごろ提出予定かも明示すること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>該当しない</th> <th>該当する</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大気汚染防止法</td> <td style="text-align: center;">☒</td> <td><input type="checkbox"/>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>水質汚濁防止法</td> <td style="text-align: center;">☒</td> <td><input type="checkbox"/>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>騒音規制法</td> <td style="text-align: center;">☒</td> <td><input type="checkbox"/>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>振動規制法</td> <td style="text-align: center;">☒</td> <td><input type="checkbox"/>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>景観法</td> <td style="text-align: center;">☒</td> <td><input type="checkbox"/>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td style="text-align: center;">☒</td> <td><input type="checkbox"/>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>環境影響評価法</td> <td style="text-align: center;">☒</td> <td><input type="checkbox"/>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>建築基準法</td> <td style="text-align: center;">☒</td> <td><input type="checkbox"/>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>消防法</td> <td style="text-align: center;">☒</td> <td><input type="checkbox"/>具体的に:</td> </tr> </tbody> </table>			該当しない	該当する	1	大気汚染防止法	☒	<input type="checkbox"/> 具体的に*:	2	水質汚濁防止法	☒	<input type="checkbox"/> 具体的に*:	3	騒音規制法	☒	<input type="checkbox"/> 具体的に*:	4	振動規制法	☒	<input type="checkbox"/> 具体的に*:	5	景観法	☒	<input type="checkbox"/> 具体的に*:	6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	☒	<input type="checkbox"/> 具体的に*:	7	環境影響評価法	☒	<input type="checkbox"/> 具体的に*:	8	建築基準法	☒	<input type="checkbox"/> 具体的に*:	9	消防法	☒	<input type="checkbox"/> 具体的に:
		該当しない	該当する																																						
1	大気汚染防止法	☒	<input type="checkbox"/> 具体的に*:																																						
2	水質汚濁防止法	☒	<input type="checkbox"/> 具体的に*:																																						
3	騒音規制法	☒	<input type="checkbox"/> 具体的に*:																																						
4	振動規制法	☒	<input type="checkbox"/> 具体的に*:																																						
5	景観法	☒	<input type="checkbox"/> 具体的に*:																																						
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	☒	<input type="checkbox"/> 具体的に*:																																						
7	環境影響評価法	☒	<input type="checkbox"/> 具体的に*:																																						
8	建築基準法	☒	<input type="checkbox"/> 具体的に*:																																						
9	消防法	☒	<input type="checkbox"/> 具体的に:																																						
D.2 環境影響評価及び環境測定	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p>法令による実施は求められていない。</p>																																								
D.3 住民説明会の実施状況	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p>法令による実施は求められていない。</p>																																								